



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。たまに暖かい日があったり、ところどころ梅の花が咲いていたり、まだ寒い日が続きつつも、春までもう一息のようです。来月には、コロナ丸3年が経過し、いよいよ脱マスクもスタートします。完全にコロナがなくなった訳ではありませんが、少し以前のように戻ればよいなあと思います。

★気になる相場★



～社員への祝金の相場～

【出産祝金】

(円)

	一律定額支給の企業	第何子かで金額を変える企業		
		3年	5年	10年
最高額	100,000	100,000	50,000	300,000
最低額	5,000	5,000	5,000	5,000
最多回答額	10,000	10,000	5,000	5,000

*日本実業出版社（2018年6月調査）

★2月のお仕事カレンダー



2/10	●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	●2021年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3月15日）
2/28	●1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●2022年12月決算法人の確定申告と納税・2023年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ●3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ●じん肺健康管理実施状況報告の提出 ●固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで）

★トピックス★



～年次有給休暇の取得率は過去最高の58.3%～

厚生労働省は昨年10月28日、令和4年の「就労条件総合調査」の結果を発表しました。この調査は、民間企業の就労条件の現状を明らかにするため、常用労働者30人以上の民間企業を対象に令和4年1月1日現在について行われたものです。

年間の年次有給休暇の取得率は平均58.3%（前年56.6%）で、昭和59年以降で過去最高の取得率になっています。平均取得日数は10.3日です。

政府は令和7年までに年次有給休暇の取得率を70%とすることを目標に掲げており、今回の取得率は過去最高を更新しましたが、政府目標である70%には遠く及びません。

勤務間インターバル制度の導入状況についても調査しており、「導入している」が5.8%（前年4.6%）、「導入を予定または検討している」が12.7%（同13.8%）、「導入予定はなく、検討もしていない」が80.4%（同80.2%）となっています。

**いよいよ4月から、中小企業も
月60時間の残業時間について割増率が50%に！**

今まで施行が猶予されていた中小企業に対して、この4月以降、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。1ヶ月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕		1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕		
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

●深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率 25%+時間外割増賃金率 50%=75%となります。

●休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日（所定休日）に行った労働時間は含まれます。

※法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

●就業規則の改定

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となります。

働き方改革に取り組む中小企業事業主に、労働時間削減・労働効率アップ等の環境整備に必要な費用の一部を国が助成する「働き方改革推進支援助成金」もあります。合わせてご検討ください。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

